（別紙３）

意見募集を実施した際の案文からの変更点

電気事業法施行規則等の一部改正等に対する意見公募において対象とした「電気事業法施行規則等の一部を改正する省令」、「特定系統整備準備引当金に関する省令」、「一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しの適確な算定等に関する指針」および「一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに係る審査要領の一部を改正する訓令」の変更点は以下の通りです。

【電気事業法施行規則等の一部を改正する省令の変更点】

	修正箇所	修正内容	備考
1	第一条（電気事業法施行規則の一部改正）	第十七条の五第四号について、改正後欄「第四十五条の二十一の二十一第一項第一号、第二号、第三号、第四号又は第七号」とあるのは、「第四十五条の二十一の二十一第一項から第四号まで又は第七号」に修正する。	技術的修正
2	同上	様式第 31 の 21 の 16（第 45 条の 21 の 30 関係）について、「電気事業法施行規則第 45 条の 21 の 20 第 2 項の規定により」とあるのは、「電気事業法施行規則第 45 条の 21 の 20 第 2 項において読み替えて準用する同令第 45 条の 21 の 19 第 2 項の規定により」に修正する。	技術的修正
3	第二条（一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令の一部改正）	様式第 1 第 1 表中「特定系統整備準備引当金取崩し（貸方）」、「系統整備負担金相当収益」および「託送収益」の備考欄について、「貸方の場合は▲表示で記載」とあるのは「▲表示で記載」に修正する。	技術的修正

4	同上	様式第１第６表中「特定系統整備準備引当金取崩し（貸方)」、「系統整備負担金相当収益」および「託送収益※6」の備考欄について、「貸方の場合は▲表示で記載」とあるのは「▲表示で記載」に修正する。	技術的修正
5	第三条（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部改正）	第三十条第二項について、改正前欄および改正後欄の表について、横書きとなっていたものを縦書きに修正。	技術的修正
6	同上	第三十一条第十二項について、改正後欄「第三十一条の二」とあるのは「次条」に修正する。	技術的修正
7	同上	第三十一条第十三項について、改正後欄「第三十一条の二」とあるのは「次条」に修正する。	技術的修正
8	同上	第三十一条の二第七項について、改正後欄「第三十一条の三」とあるのは「次条」に修正する。	技術的修正
9	同上	第三十一条の二第十二項について、改正後欄「第三十一条の三」とあるのは「次条」に修正する。	技術的修正
10	同上	第三十一条の二第十三項について、改正後欄「第三十一条の三」とあるのは「次条」に修正する。	技術的修正
11	同上	第三十一条の三第四項「(第三十条第二項において準用する場合を含む)」とあるのは「(第三十条第二項において準用する場合を含む。いかこの項において同じ。)」に修正し、同項中「(第三十条第二項において準用する場合を含む。)」を削除する。	技術的修正
12	同上	第三十一条の三第八項「第十二項により設定する発受点等量」とあるのは「第十二項の規定により設定する発受点等量」と修正する。	技術的修正
13	同上	第三十一条の三第十四項「運用する者が同号に掲げる料金」とあるのは「運用する者が同項に掲げる料金」に修正する。	技術的修正

14	同上	様式第 13 の 9（第 31 条の 3 関係）に「注１」とあるのは「注」に修正する。	技術的修正
15	同上	様式第 13 の 10（第 31 条の 3 関係）に「注１」とあるのは「注」に修正する。	技術的修正
16	第四条（電気事業託送供給等収支計算規則の一部改正）	別表第１（第２条関係）１について、「(以下「調整交付金相当額」という。）を除く。)」とあるうち、「除く」の後に続く「。)」を削除する。	技術的修正
17	同上	様式第１第３表「特定系統整備準備引当金又は取崩し」について、営業外費用の内数の項目表記となっていたため、独立した項目となるよう修正。	技術的修正
18	附則	第二条「第四条」とあるのは「第四条の規定」に修正する。	技術的修正
19	同上	第三条「第一条中」を削除する。	技術的修正

【特定系統整備準備引当金に関する省令の変更点】

	修正箇所	修正内容	備考
1	制定文	「(第二十七条の十二において準用する場合を含む。)」の「第二十七条の十二」とあるのは「同法」に修正する。	技術的修正
2	第一条	附則「この通達は」とあるのは「この訓令は」と修正する。「この省令において使用する語は」とあるのは「この省令において使用する用語は」に修正する。	技術的修正

【一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに係る審査要領の一部を改正する訓令の変更点】

	修正箇所	修正内容	備考
1	制定文	附則「この通達は」とあるのは「この訓令は」と修正する。	技術的修正
2	第２章第１節１（一）	改正後欄「一般送配電事業等に係るもの（(略)）を対象に、同省令第三条第三項の規定により」とあるのは、「一般送配電事業等に係るもの（(略)）を対象に、算定省令第三条第三項の規定により」に修正し、改正前欄の同箇所に「同省令」と傍線を付す。	技術的修正

3	第２章第１節２（一）	改正後欄「一般送配電事業等に係るもの（(略)）を対象に、同省令第三条第三項の規定により」とあるのは、「一般送配電事業等に係るもの（(略)）を対象に、算定省令第三条第三項の規定により」に修正し、改正前欄の同箇所に「同省令」と傍線を付す。	技術的修正

【一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しの適確な算定等に関する指針の変更点】

	修正箇所	修正内容	備考
1	制定文	「七月二十二日」を削除する。	技術的修正
2	第５章２（１）⑤	「ⅳ.・ⅶ.」とあるのは「ⅳ.～ⅶ.」に修正する。	技術的修正